# みやま市会計年度任用職員ケースワーカー(育休代替)募集要項

「ケースワーカー」として勤務していただける方を募集します。 募集内容などは以下のとおりです。

#### 1. 募集内容

(1) 職名

「ケースワーカー」(地方公務員一般職)

(2) 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号(会計年度任用職員パートタイム)

(3) 募集人員

1人

#### (4) 任用期間

令和8年1月1日~令和8年3月31日

※採用より1か月間は試用期間となります。また、任用期間は対象職員の育児休業等に応じたものになります。任用期間が延長される場合もあります。

## (5) 業務内容

生活保護のケースワーカー業務 生活保護の決定、変更、実施のための事務 生活保護受給者への相談援助・家庭訪問 要保護者の生活保護申請受付事務 その他パソコン操作による事務

## (6) 応募資格

次の要件をすべて満たした方とします。

- ①地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。
  - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの人
  - ・みやま市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ②文章入力等のパソコンの操作ができる者
- ③普通自動車運転免許を有する者(AT限定可)

## ④社会福祉主事任用資格を有するもの

- ・社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学 等において3科目以上履修し卒業したしたもの
- ・社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会を終了したもの
- ・社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかを有するもの

#### (7) 勤務日数

週5日又は週4日、土曜・日曜・祝日・年末年始は休み

#### (8) 勤務時間

(週5日の場合)午前9時00分から午後5時(休憩45分)の7時間15分 (週4日の場合)午前8時30分から午後5時00分(休暇45分)7時間45分

#### (9) 勤務場所

みやま市役所福祉課生活支援係

#### (10) 報酬

月額187,680円~219,464円程度(勤務状況に応じて報酬金額が変わります。又、別途、 賞与・通勤費・時間外勤務報酬の支給あり)

# (11) 休暇制度

年次有給休暇、忌引など

## (12) 社会保険等

厚生年金、健康保険、雇用保険に加入

#### (13) 公務災害

市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。

#### (14) 兼業

業務に支障がない範囲での兼業は認めます。ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止 等の服務規律の適用となるため、職務の公正を確保する等の観点から営利企業への従事に 関し、事前の届出が必要となります。

#### ※兼業が認められない場合の例

・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合(本市と兼業先の 勤務時間を合わせて、法定労働時間(1日8時間又は週40時間)を超える場合など)

- ・兼業を行うことで職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ・兼業を行うことで本市の信用を損なうおそれがある場合

# (15) 服務

勤務の内外で、全体の奉仕者として守らなければならない「服務」が適用されることになります。具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止、⑧営利企業への従事等の制限(パートタイム会計年度任用職員は対象外)です。これらの服務規律に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

- ※上記の報酬や休暇制度などは、本市の条例・規則によって規定されています。条例・規則など が改正された場合は、変更になることがあります。
- ※会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日~3月31日)を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

#### 2. 応募について

#### (1) 応募受付期間

令和7年11月21日(金曜)午後5時まで(必着)

#### (2) 応募書類

以下の書類を持参、または郵送してください。

- 会計年度任用職員申込書
  - ※免許資格欄へ資格種類を記載下さい(社会福祉主事任用資格又は社会福祉士又は精神保健福祉士)
- ・最終合格者には、資格を有することを証明する書類(資格証明書・成績証明書・卒業証明書等)の原本を提示していただき、その写し頂きます。

## (3) 申込先

 $\mp 835-8601$ 

みやま市瀬高町小川5番地みやま市役所福祉課生活支援係

TEL: 0944-64-1528

#### 3. 採用の方法

書類審査・面接により採用を決定します。試験の日程は申込締切後に通知します。

# 4. 問い合わせ先

みやま市役所福祉課生活支援係

TEL: 0944-64-1528